

長浜市社会福祉協議会 ふれあい用具貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉を推進する団体等が開催する行事等において、福祉活動等に必要な用具（以下、「ふれあい用具」という。）を貸し出すことにより、地域における福祉推進を図ることを目的とする。

(貸出用具)

第2条 ふれあい用具は、別表1に定める用具とする。

(貸出対象)

第3条 貸出対象は、長浜市内の地域福祉活動を推進する団体等で、その目的及び活動が福祉の増進に資するものと長浜市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が認めたものとする。

2 営利を目的とする活動及び団体については貸し出さないものとする。ただし、前項に準じるものと本会が認めた場合はこの限りではない。

(貸出期間)

第4条 ふれあい用具の貸出期間は、対象行事の開催される期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。ただし、本会が必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸出台数)

第5条 貸出台数は、原則として対象行事等1開催につき2台までとする。ただし、本会が必要と認める場合はこの限りではない。

(申請)

第6条 ふれあい用具の貸出を受けようとする団体等は、原則として貸出を受けようとする日の3ヶ月前から1週間前の日までに、本会に地域ふれあい用具・福祉活動用具借用申込書（様式第1号）を提出し許可を得なければならない。ただし許可証の交付は省略するものとする。

(管理義務)

第7条 前条の規定により貸出の許可を受けた団体等（以下、「使用者」という。）は次の各号に定める規定を遵守するものとする。

(1)使用者は、ふれあい用具の取り扱い方法を守り常に良好な状態で管理、使用しなければならない。また、過失等により使用者もしくは他の者が損害を受けた場合は、その責は使用者にあるものとする。

(2)使用者は、貸出期間中にふれあい用具の損傷等があったときは速やかに本会に報告しなければならない。

(3)使用者は、ふれあい用具を対象行事以外に使用してはならない。

(4)使用者は、ふれあい用具を転貸又は譲渡してはならない。

(使用料)

第8条 使用料は無料とする。

(返還)

第9条 使用者は、ふれあい用具を点検、清掃し期日までに返却しなければならない。

ただし清掃が不十分な場合は持ち帰り再度清掃して即日返却するものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により、ふれあい用具を損傷又は紛失した場合には、本会の指示するところに従い使用者の負担においてその損害を賠償し、又は修理しなければならない。

(貸出中止)

第11条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その貸出期間にかかわらず、ふれあい用具の貸出を中止し、返却されることができる。また、次回から貸出についてお断りすることができる。

(1)申請書の不正記述等により貸付をうけたとき

(2)貸出の必要性が無くなったと認められたとき

(3)誓約書を遵守できない団体があったとき

(その他)

第12条 その他、この要綱に定めのない事項については本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 8月 1日から施行する。